

# 豊田市農業委員会議事録

令和2年5月28日、豊田市農業委員会会長 横桑 鈞は、令和2年5月度農業委員会総会を豊田市役所南庁舎7階、南72委員会室に招集した。

## <会議に付した議案>

- 議案第34号 農地法第3条の規定による許可について
- 議案第35号 農地法第4条の規定による許可申請承認について
- 議案第36号 農地法第5条の規定による許可申請承認について
- 議案第37号 農地法第4条事業計画変更申請承認について
- 議案第38号 農地法第5条事業計画変更申請承認について
- 議案第39号 生産緑地に係る農業の主たる従事者の証明について
- 議案第40号 相続税の納税猶予に関する適格者証明願について
- 議案第41号 農用地利用集積計画の決定について
- 議案第42号 農地中間管理事業の「農用地利用配分計画案」について

## 報告

- 耕作放棄地の農地、非農地の判断について
- 相続税の納税猶予に係る特例農地等の利用状況確認書について
- 農地法第18条第6項の規定による通知書受理について
- 農地法第4条第1項第8号の規定による農地転用届出書受理について
- 農地法第5条第1項第7号の規定による農地転用届出書受理について

< 出席委員 > (11名)

1番	鈴木喜一郎	_____	3番	倉橋由美子	_____
4番	西山弥太郎	_____			
7番	近藤 和人	_____	9番	土方 和子	_____
	_____	11番	水野 省治		
13番	鈴木 成仁	_____	15番	伊藤 政和	_____
16番	浅見富士男				
19番	横条 鈞				
		17番	瀬戸 喜朗		

< 欠席委員 > (8名)

2番	岩田 弘勝	5番	石川 幸子	6番	為井 裕
8番	杉浦 俊雄	10番	森 敏康	12番	梅村 貢司
14番	伊藤喜代司	18番	杉田 雅子		

< 事務局説明員 >

事務局長	小木曾哲也	副主幹	尾形 洋	担当長	鈴木 祥宏
主 査	加藤 泰平	主 査	鈴木 彩	主 査	神谷 一平
主 事	生田 卓哉				

(開会 午後 2時00分)

会 長： ただいまより豊田市農業委員会総会を開催いたします。

出席状況について、事務局より報告をお願いします。

事務局： 本日の欠席委員は、2番、岩田弘勝委員、5番、石川幸子委員、6番、為井裕委員、8番、杉浦俊雄委員、10番、森 敏康委員、12番、梅村貢司委員、14番、伊藤喜代司委員、18番、杉田雅子委員、以上8名でございます。

委員の半数以上の出席を得ておりますので、本総会が成立いたしておりますことを御報告いたします。

会 長： ここで、本日の議事録署名者2名を指名させていただきます。

15番、伊藤政和委員、17番、瀬戸喜朗委員、以上の2名の委員にお願いいたします。

それでは、議案の審議に入ります。

本日の提出議案は、議案第34号から第42号までの審議案件9件とその他報告案件5件です。

それでは、順次議題を上程させていただきます。

令和2年議案第34号「農地法第3条の規定による許可について」。

事務局より説明をお願いします。

事務局： 令和2年議案第34号「農地法第3条の規定による許可について」。

詳細は、お手元にごございます議案を御覧ください。

34番、大見町の件。

申請地はスクリーンのとおりです。

担当推進委員の蟹委員からは、問題ない旨、御意見をいただいております。

35番、御立町の件。

申請地はスクリーンのとおりです。

担当推進委員の蟹委員からは、問題ない旨、御意見をいただいております。

36番、畝部東町の件。

申請地はスクリーンのとおりです。

担当推進委員の高橋委員からは、問題ない旨、御意見をいただいております。

37番、駒場町の件。

申請地はスクリーンのとおりです。

担当推進委員の神谷委員からは、問題ない旨、御意見をいただいております。

38番、藤岡飯野町の件。

申請地はスクリーンのとおりです。

担当推進委員の長江委員からは、問題ない旨、御意見をいただいております。

以上読み上げました案件につきまして、農地法第3条第2項各号の不許可の  
条文に該当しないことを確認しております。

以上です。

会 長： ありがとうございます。

事務局の説明並びに地区担当推進委員の意見をいただきました。

ここで、委員の皆さんの御質問並びに御意見を伺います。

いかがでしょうか。

(会場声なし)

会 長： 特に御意見等もないようですので、採決をいたします。

議案第34号で上程されました5件について、賛成の委員は挙手をお願い  
いたします。

(賛成者挙手)

会 長： ありがとうございます。挙手多数と認めます。

よって、議案第34号は承認決定されました。

令和2年議案第35号「農地法第4条の規定による許可申請承認について」。

事務局より説明をお願いします。

事務局： 令和2年議案第35号「農地法第4条の規定による許可申請承認について」。

立地基準、許可基準について述べさせていただきます。

13番、下林町の件、かさ上げ（一時転用）です。

申請地はスクリーンのとおりです。

土地利用計画図はこちらです。

農地区分についてはお手元の白色の表、こちらの農地区分表の第3種農地に

該当します。判断基準は、表の一番右の番号7番となります。許可基準については、お手元の黄色の表、裏面めくっていただいて黄色の表、こちら許可基準表の一番右の番号30番です。

では、お願いします。

鈴木（喜）委員： 特に問題なく、許可相当と考えます。

事務局： ありがとうございます。

続きまして、14番、渡刈町の件、自己用住宅です。

場所についてはスクリーンのとおりです。

土地利用計画図はこちらです。

農地区分は白色の表、農地区分表の第3種農地です。判断基準は、表の一番右の番号10番となります。

許可基準はお手元の黄色の表、許可基準表の一番右の番号30番です。

なお、本件につきましては、担当の石川委員は御欠席ですが、事前に問題ない旨、御意見を頂戴しておりますので、御報告いたします。

では、続きまして、15番、和会町の件、かさ上げ（一時転用）です。

場所についてはスクリーンのとおりです。

土地利用計画図はこちらです。

農地区分は白色の表、農地区分表の第3種農地です。判断基準は、表の一番右の番号10番です。

許可基準はお手元の黄色の表、許可基準表の一番右の番号30番です。

なお、本件につきましては、担当の為井委員は御欠席ですが、事前に問題ない旨、御意見を頂戴しておりますので、御報告いたします。

続きまして、16番、松平志賀町の件、駐車場です。

場所についてはスクリーンのとおりです。

土地利用計画図はこちらです。

農地区分は白色の表、農地区分表の第2種農地です。判断基準は、表の一番右の番号14番です。

許可基準はお手元の黄色の表、許可基準表の一番右の番号31番です。

なお、本件につきましては、担当の伊藤委員は御欠席ですが、事前に問題ない旨、御意見を頂戴しておりますので、御報告いたします。

なお、一般基準については全ての案件について、問題ない旨を既に確認しております。

以上です。

会 長： ありがとうございます。

事務局の説明並びに地区担当委員の意見をいただきました。

ここで、委員の皆さんの御質問並びに御意見を伺います。

いかがでしょうか。

(会場声なし)

会 長： 特に御意見等もないようですので、採決をいたします。

議案第35号で上程されました4件について、賛成の委員は挙手をお願いいたします。

(賛成者挙手)

会 長： ありがとうございます。挙手多数と認めます。

よって、議案第35号は適当である旨、承認されました。

令和2年議案第36号「農地法第5条の規定による許可申請承認について」。

事務局より説明をお願いします。

事務局： 令和2年議案第36号「農地法第5条の規定による許可申請承認について」。

案件に入る前に1点御報告がございます。

申請番号71番、栄生町の分家住宅の件ですが、申請者の申出により取下げになりましたため、お伝えさせていただきます。

それでは、案件に移らせていただきます。

立地基準及び許可基準について述べさせていただきます。

68番、下林町の件、分家住宅です。

場所についてはスクリーンのとおりです。

土地利用計画図はこちらです。

農地区分は白色の表、農地区分表の第3種農地です。判断基準は、水管、下

水管、ガス管のうち、2種類以上が埋設されている道路沿いで、かつ、おおむね500メートル以内に2つ以上の教育施設、医療施設、その他の公共施設または公益的施設がある区域にある農地に該当します。番号については7番となります。

許可基準はお手元の黄色の表、許可基準表を御覧ください。この番号30番、第3種農地のため許可できるに該当します。

続きまして、申請番号69番、下林町の件、駐車場です。

場所についてはスクリーンのとおりです。

土地利用計画図はこちらです。

農地区分は白色の表、農地区分表の第3種農地です。判断基準は、水管、下水管、ガス管のうち2つ以上が埋設されている道路沿い、かつ、おおむね500メートル以内に2つ以上の教育施設、医療施設、その他の公共施設または公益的施設があるに該当します。番号については7番です。

許可基準はお手元の黄色の表、許可基準表の一番右の番号30番、第3種農地のため許可できるに該当します。

続きまして、申請番号70番、栄生町の件、分家住宅です。

場所についてはスクリーンのとおりです。

土地利用計画図はこちらです。

農地区分は白色の表、農地区分表の第2種農地です。判断基準は、番号14番、市街地に近接する区域にある農地で、その規模がおおむね10ヘクタール未満の規模の農地に該当します。

許可基準については、お手元の黄色の表、許可基準表の一番右の番号31番を御覧ください。周辺の第3種農地等を利用することで転用事業の目的を達成することができるものを除き、許可できるに該当します。

では、お願いします。

鈴木（喜）委員： 3件とも特に問題なく、許可相当と考えます。

以上です。

事務局： ありがとうございます。

続きまして、72番、大見町の件、農家住宅です。

場所についてはスクリーンのとおりです。

土地利用計画図はこちらです。

農地区分は白色の表、農地区分表の第2種農地です。判断基準は、表の一番右の番号14番です。こちらは市街地に近接する区域にある農地で、その規模がおおむね10ヘクタール未満に該当します。

許可基準はお手元の黄色の表、許可基準表の一番右の番号31番、周辺の第3種農地等を利用することで転用事業の目的を達成することができるものを除き、許可できるに該当します。

なお、本件につきましては、担当の岩田委員は御欠席ですが、事前に問題ない旨、御意見を頂戴しておりますので、御報告いたします。

続きまして、73番、永覚町の件、建売住宅です。

場所についてはスクリーンのとおりです。

土地利用計画図はこちらです。

農地区分は白色の表、農地区分表の第2種農地です。判断基準は、表の一番右の番号13番、第3種農地②のa), c), d)の施設からおおむね500メートル以内にある農地です。

許可基準についてはお手元の黄色の表、許可基準表の一番右の番号31番、周辺の第3種農地等を利用することで転用事業の目的を達成することができるものを除き、許可できるに該当します。

なお、本件につきましては、担当の石川委員は御欠席ですが、事前に問題ない旨、御意見を頂戴しております。

続きまして、74番、和会町の件、分家住宅です。

場所についてはスクリーンのとおりです。

土地利用計画図はこちらです。

農地区分は白色の表、農地区分表の第3種農地です。判断基準は、表の一番右の番号10番です。街区に占める宅地の割合が40%を超えている区域にある農地に該当します。

許可基準はお手元の黄色の表、許可基準表の一番右の番号30番、第3種農地のため許可できるに該当します。

なお、本件につきましては、担当の為井委員は御欠席ですが、事前に問題ない旨、御意見を頂戴しております。



続きまして、75番、若林東町の件、自己用住宅です。

場所についてはスクリーンのとおりです。

土地利用計画図はこちらです。

農地区分は白色の表、農地区分表の第3種農地です。判断基準は、表の一番右の番号10番、街区に占める宅地の割合が40%を超えている区域にある農地に該当します。

許可基準はお手元の黄色の表、許可基準表の一番右の番号30番、第3種農地のため許可できるに該当します。

続きまして、76番、高岡本町の件、資材置場です。

場所についてはスクリーンのとおりです。

土地利用計画図はこちらです。

農地区分は白色の表、農地区分表の第3種農地です。判断基準は、表の一番右の番号7番です。水管、下水管、ガス管のうち、2以上が埋設されている道路沿いで、かつ、おおむね500メートル以内に2つ以上の教育施設、医療施設、その他の公共施設がある農地に該当します。

許可基準はお手元の黄色の表、許可基準表の一番右の番号30番に該当します。第3種農地のため、許可できるに該当します。

続きまして、77番、若林西町の件、分家住宅です。

場所についてはスクリーンのとおりです。

土地利用計画図はこちらです。

農地区分は白色の表、農地区分表の第3種農地です。判断基準は、表の一番右の番号7番、水管、下水管、ガス管のうち、2以上が埋設されている道路沿い、かつおおむね500メートル以内に2つ以上の教育施設、医療施設、その他の公共施設または公益的施設がある農地に該当します。

許可基準はお手元の黄色の表、許可基準表の一番右の番号30番、第3種農地のため許可できるに該当します。

続きまして、78番、若林東町の件、分家住宅です。

場所についてはスクリーンのとおりです。

土地利用計画図はこちらです。

農地区分は白色の表、農地区分表の第1種農地です。判断基準は、表の一番

右の番号2番、おおむね10ヘクタール以上の規模の一団の農地に該当します。

許可基準はお手元の黄色の表、許可基準表の一番右の番号10番、住宅、その他、申請地周辺居住者の日常生活上、業務上必要な施設で、集落に接続して設置されるものに該当します。

続きまして、79番、本田町の件、分家住宅です。

場所についてはスクリーンのとおりです。

土地利用計画図はこちらです。

農地区分は白色の表、農地区分表の第2種農地です。判断基準は、表の一番右の番号14番、市街地に近接する区域にある農地で、その規模がおおむね10ヘクタール未満に該当します。

許可基準はお手元の黄色の表、許可基準表の一番右の番号31番、周辺の第3種農地等を利用することで転用事業の目的を達成することができるものを除き、許可できるに該当します。

なお、本件につきましては、担当の杉浦委員は御欠席ですが、事前に問題ない旨、御意見を頂戴しております。

続きまして、80番、西広瀬町の件、進入路です。

場所についてはスクリーンのとおりです。

土地利用計画図はこちらです。

農地区分は白色の表、農地区分表の第2種農地です。判断基準は、表の一番右の番号14番、市街地に近接する区域にある農地で、その規模がおおむね10ヘクタール未満に該当します。

許可基準はお手元の黄色の表、許可基準表の一番右の番号31番、周辺の第3種農地等を利用することで転用事業の目的を達成することができるものを除き、許可できるに該当します。

続きまして、81番、西広瀬町の件、自己用住宅です。

場所についてはスクリーンのとおりです。

土地利用計画図はこちらです。

農地区分は白色の表、農地区分表の第2種農地です。判断基準は、表の一番右の番号14番、市街地に近接する区域にある農地で、その規模がおおむね10ヘクタール未満に該当します。

許可基準はお手元の黄色の表、許可基準表の一番右の番号31番、周辺の第3種農地等を利用することで転用事業の目的を達成することができるものを除き、許可できるに該当します。

続きまして、82番、加納町の件、分家住宅です。

場所についてはスクリーンのとおりです。

土地利用計画図はこちらです。

農地区分は白色の表、農地区分表の第2種農地です。判断基準は、表の一番右の番号15番、上記のいずれにも該当しない農地に該当します。

許可基準はお手元の黄色の表、許可基準表の一番右の番号32番、上記の第2種農地と同じに該当します。

なお、本件につきましては、担当の森委員は御欠席ですが、事前に問題ない旨、御意見を頂戴しております。

続きまして、83番、小峯町の件、自己用住宅です。

場所についてはスクリーンのとおりです。

土地利用計画図はこちらです。

農地区分は白色の表、農地区分表の第2種農地です。判断基準は、表の一番右の番号15番、上記のいずれにも該当しない農地に該当します。

許可基準はお手元の黄色の表、許可基準表の一番右の番号32番、上記の第2種農地と同じに該当します。

続きまして、84番、勘八町の件、自己用住宅です。

場所についてはスクリーンのとおりです。

土地利用計画図はこちらです。

農地区分は白色の表、農地区分表の第2種農地です。判断基準は、表の一番右の番号15番、上記のいずれにも該当しない農地に該当します。

許可基準はお手元の黄色の表、許可基準表の一番右の番号32番、上記の第2種農地と同じに該当します。

続きまして、85番、勘八町の件、自己用住宅です。

場所についてはスクリーンのとおりです。

土地利用計画図はこちらです。

農地区分は白色の表、農地区分表の第2種農地です。判断基準は、表の一番

右の番号15番、上記のいずれにも該当しない農地です。

許可基準はお手元の黄色の表、許可基準表の一番右の番号32番、上記の第2種農地と同じに該当します。

続きまして86番、寺下町の件、残土処分・かさ上げ（一時転用）です。

場所についてはスクリーンのとおりです。

土地利用計画図はこちらです。

農地区分は白色の表、農地区分表の農用地区域内農地に該当します。判断基準は、表の一番右の番号1番、農業振興地域整備計画で農用地区域とした農地に該当します。

許可基準はお手元の黄色の表、許可基準表の一番右の番号2番、農業振興地域整備計画の達成に支障を及ぼすおそれがないと判断される一時転用に該当します。

では、お願いします。

水野委員： 4件とも問題ありません。

事務局： ありがとうございます。

続きまして、87番、藤岡飯野町の件、駐車場です。

場所についてはスクリーンのとおりです。

土地利用計画図はこちらです。

農地区分は白色の表、農地区分表の第3種農地です。判断基準は、表の一番右の番号8番、AからDの施設からおおむね300メートル以内にある農地に該当します。

許可基準についてはお手元の黄色の表、許可基準表の一番右の番号30番、第3種農地のため許可できるに該当します。

なお、本件につきましては、担当の梅村委員は御欠席ですが、事前に問題ない旨、御意見を頂戴しております。

続きまして、88番、野林町の件、自己用住宅です。

場所についてはスクリーンのとおりです。

土地利用計画図はこちらです。

農地区分は白色の表、農地区分表の第2種農地です。判断基準は、表の一番右の番号15番、上記のいずれにも該当しない農地に該当します。

許可基準はお手元の黄色の表、許可基準表の一番右の番号32番、上記の第2種農地と同じに該当します。

続きまして、89番、月原町の件、駐車場です。

場所についてはスクリーンのとおりです。

土地利用計画図はこちらです。

農地区分は白色の表、農地区分表の第2種農地です。判断基準は、表の一番右の番号15番、上記のいずれにも該当しない農地です。

許可基準はお手元の黄色の表、許可基準表の一番右の番号32番、上記の第2種農地と同じに該当します。

お願いします。

伊藤（政）委員： 2件とも特に問題ありません。

事務局： ありがとうございます。

続きまして、90番、保見町の件、分家住宅です。

場所についてはスクリーンのとおりです。

土地利用計画図はこちらです。

農地区分は白色の表、農地区分表の第3種農地です。判断基準は表の一番右の番号10番、街区に占める宅地の割合が40%を超えている区域にある農地です。

許可基準はお手元の黄色の表、許可基準表の一番右の番号30番、第3種農地のため許可できるに該当します。

お願いします。

横糸委員： 特に問題ありません。

事務局： ありがとうございます。

なお、一般基準については、全ての案件について問題ない旨を既に確認しております。

以上です。

会長： ありがとうございました。

事務局の説明並びに地区担当委員の意見をいただきました。

ここで、委員の皆さんの御質問並びに御意見を伺います。

いかがでしょうか。

(会場声なし)

会 長： 特に御意見もないようですので、採決をいたします。

議案第 3 6 号で上程されました 2 2 件について、賛成の委員は挙手をお願いします。

(賛成者挙手)

会 長： ありがとうございます。挙手多数と認めます。

よって、議案第 3 6 号は適当である旨、承認されました。

令和 2 年議案第 3 7 号「農地法第 4 条事業計画変更申請承認について」。

事務局より説明をお願いします。

事 務 局： 令和 2 年議案第 3 7 号「農地法第 4 条事業計画変更申請承認について」。

1 番、中田町の件。目的は自己用住宅です。

変更内容は、期間延長です。

本件、平成 3 0 年 5 月 3 0 日付 4 条許可を得ました。

当初は平成 3 1 年 3 月 3 1 日までに事業完了する計画でしたが、設計業務の遅れ及び新型コロナウイルスの影響により、当初の予定どおり計画を遂行することができず、工期を令和 3 年 8 月 3 1 日まで延長するもので、軽微変更に該当しないと判断されたため、今般事業計画変更承認申請をするものです。

場所についてはスクリーンのとおりです。

よろしくをお願いします。

土 方 委 員： 問題ありません。

事 務 局： ありがとうございます。

以上です。

会 長： ありがとうございます。

事務局の説明並びに地区担当委員の意見をいただきました。

ここで、委員の皆さんの御質問並びに御意見を伺います。

いかがでしょうか。

(会場声なし)

会 長： 特に御意見等もないようですので、採決をいたします。

議案第37号で上程されました1件について、賛成の委員は挙手をお願いします。

(賛成者挙手)

会 長： ありがとうございます。挙手多数と認めます。

よって、議案第37号は適当である旨、承認されました。

令和2年議案第38号「農地法第5条事業計画変更申請承認について」。

事務局より説明をお願いします。

事務局： 令和2年議案第38号「農地法第5条事業計画変更申請承認について」。

5番、榊塚西町の件。目的は粘土採掘・残土処分場（一時転用）です。

変更内容は、期間延長です。

本件、平成31年3月29日付5条許可を得ました。

当初は令和2年3月31日までに事業完了する計画でしたが、粘土搬出の作業に遅れが生じたため、当初の予定どおり計画を遂行することができず、工期を令和3年3月31日まで延長するもので、軽微変更該当しないと判断されたため、今般事業計画変更承認申請をするものです。

場所についてはスクリーンのとおりです。

土地利用計画図はこちらです。

なお、本件につきましては、担当の為井委員は御欠席ですが、事前に問題ない旨、御意見を頂戴しております。

以上です。

会 長： ありがとうございます。

事務局の説明並びに地区担当委員の意見をいただきました。

ここで、委員の皆さんの御質問並びに御意見を伺います。

(会場声なし)

会 長： 特に御意見もないようですので、採決をいたします。

議案第38号で上程されました1件について、賛成の委員は挙手をお願いいたします。

(賛成者挙手)

会 長： ありがとうございます。挙手多数と認めます。

よって、議案第38号は適当である旨、承認されました。

令和2年議案第39号「生産緑地に係る農業の主たる従事者の証明について」。

事務局より説明をお願いします。

事務局： 令和2年議案第39号「生産緑地に係る農業の主たる従事者の証明について」。

7番、美里の件、主たる従事者の死亡のためです。

申請地はスクリーンのとおりです。

担当推進委員の蟹委員からは、証明について問題ない旨、御意見をいただいております。

8番、花園町の件、主たる従事者の故障のためです。

申請地はスクリーンのとおりです。

担当推進委員の山内委員からは、証明について問題ない旨、御意見をいただいております。

以上読み上げました案件につきまして、生産緑地法第10条の要件を満たしていることを確認しております。

以上です。

会 長： ありがとうございます。

事務局の説明並びに地区担当推進委員の意見をいただきました。

ここで、委員の皆さんの御質問並びに御意見を伺います。

いかがでしょうか。

(会場声なし)



会 長： 特に御意見もないようですので、採決をいたします。

議案第39号において上程されました2件について、賛成の委員は挙手をお願いいたします。

(賛成者挙手)

会 長： ありがとうございます。挙手多数と認めます。

よって、議案第39号は承認決定されました。

令和2年議案第40号「相続税の納税猶予に関する適格者証明願について」。  
事務局より説明をお願いします。

事務局： 令和2年議案第40号「相続税の納税猶予に関する適格者証明願について」。

3番、若林西町の件です。

場所についてはスクリーンのとおりです。

担当推進委員の中野委員から、証明について問題ない旨、御意見をいただいております。

以上です。

会 長： ありがとうございます。

事務局の説明並びに地区担当推進委員の意見をいただきました。

ここで、委員の皆さんの御質問並びに御意見を伺います。

(会場声なし)

会 長： 特に御意見等もないようですので、採決をいたします。

議案第40号で上程されました1件について、賛成の委員は挙手をお願いいたします。

(賛成者挙手)

会 長： ありがとうございます。挙手多数と認めます。

よって、議案第40号は承認決定されました。

令和2年議案第41号「農用地利用集積計画の決定について」。

事務局より説明をお願いします。

事務局： 令和2年議案第41号「農用地利用集積計画の決定について」。

農業経営基盤強化促進法第18条の規定に基づき、農用地利用集積計画を定めることについて、別紙のとおり決定する。

今回御審議いただくのは、利用権のうち、農地中間管理機構への貸出しのため、令和2年7月1日から貸借期間が開始されるものです。

これは所有者が中間管理機構に貸し、中間管理機構が耕作者に貸す中間管理事業でございます。

別紙資料2ページ、議案第41号資料の下部を御覧ください。

今回、22筆、2万9,907平方メートルの利用権を設定します。

以上です。

会長： ありがとうございます。

ここで、委員の皆さんの御質問並びに御意見を伺います。

いかがでしょうか。

(会場声なし)

会長： 特に御意見等もないようですので、採決をいたします。

議案第41号で上程されました22件について、賛成の委員は挙手をお願いいたします。

(賛成者挙手)

会長： ありがとうございます。挙手多数と認めます。

よって、議案第41号は承認決定されました。

令和2年議案第42号「農地中間管理事業の『農用地利用配分計画案』について」。

農政課より説明をお願いします。

事務局： 令和2年議案第42号「農地中間管理事業の『農用地利用配分計画案』について」。

農地中間管理事業の推進に関する法律第19条第3項により、下記計画について農業委員会の意見を求めます。

別紙資料3ページ、議案第42号資料を御覧ください。

議案第41号で御審議いただいた農用地利用集積計画について、貸し出す耕作者の内訳となります。

貸借期間、筆数、面積は議案第41号と同じです。耕作者はその下の表のとおりです。

以上です。

会長： ありがとうございます。

ここで、委員の皆さんの御質問並びに御意見を伺います。

いかがでしょうか。

(会場声なし)

会長： 特に御意見等もないようですので、採決をいたします。

議案第42号で上程されました22件について、賛成の委員は挙手をお願いいたします。

(賛成者挙手)

会長： ありがとうございます。挙手多数と認めます。

よって、議案第42号は承認決定されました。

報告案件について、事務局より説明をお願いします。

事務局： 議案15ページ及び別紙配付資料4ページ、5ページを御覧ください。

報告、耕作放棄地の農地、非農地の判断について。

別紙のとおり現況確認を行った結果、農地法第2条第1項に規定する「農地」に該当しないと判断しましたことを報告いたします。

続いて、16ページを御覧ください。

報告、相続税の納税猶予に係る特例農地等の利用状況確認書について。

1番、若林東町の案件から、17ページを御覧ください、7番、畝部東町の案件までの7件について、近々に納税猶予期間が20年を超過する農地として、税務署からの照会により事務局において現地を確認し、その利用状況を既に回答したことを報告いたします。

続いて、18ページを御覧ください。

報告、農地法第18条第6項の規定による通知書受理について。

79番、前田町の案件から、19ページを御覧ください、85番、畝部東町の案件までの7件について、いずれも賃借権の合意解約につき、既に事務局で受理していることを報告いたします。

続いて、20ページを御覧ください。

報告、農地法第4条第1項第8号の規定による農地転用届出書受理について。

15番、浄水町の共同住宅の案件から、21ページを御覧ください、19番、花園町の共同住宅の案件までの5件について、いずれも市街化区域内農地の転用につき、既に事務局で受理していることを報告いたします。

続いて、22ページを御覧ください。

報告、農地法第5条第1項第7号の規定による農地転用届出書受理について。

70番、曙町の自己用住宅の案件から、24ページを御覧ください、80番、大林町の自己用住宅の案件までの11件について、いずれも市街化区域内農地の転用につき、既に事務局で受理していることを報告いたします。

以上です。

会長： ありがとうございます。

これで本日の全議案の審議を終了いたしました。

慎重審議いただき、誠にありがとうございました。

(閉会 午後2時41分)

議事録署名者

印

印